

## 出席停止となる学校感染症と出席停止期間

種 類	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
第1種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱</li> <li>・痘そう</li> <li>・ペスト</li> <li>・ラッサ熱</li> <li>・ジフテリア</li> <li>・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）</li> <li>・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）</li> <li>・特定鳥インフルエンザ</li> <li>・クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>・南米出血熱</li> <li>・マールブルグ病</li> <li>・急性灰白髄炎</li> </ul>	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他に医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ</li> <li>・腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>・パラチフス</li> <li>・急性出血性結膜炎</li> <li>・その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶連菌感染症</li> <li>・ウイルス性肝炎</li> <li>・手口足病</li> <li>・伝染性紅斑（りんご病）</li> <li>・ヘルパンギーナ</li> <li>・マイコプラズマ感染症</li> <li>・流行性嘔吐下痢症</li> <li>・アタマジラミ</li> <li>・水いぼ（伝染性軟疣腫）</li> <li>・伝染性膿痂症（とびひ）</li> <li>・細菌性赤痢</li> <li>・腸チフス</li> <li>・流行性角結膜炎</li> </ul> </li> </ul>	病状により学校医その他に医師において感染のおそれがないと認められるまで

出席停止期間は上記のとおりですが、登校できるようになる期間については医師の確認をお願いします。

出席停止対象の感染症と医療機関で診断された場合は、学校に連絡をお願いします。